

ID: 1030

担当部署: 健康福祉部 子育て支援課

処分の概要	受給資格者の所得による支給の制限①		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第9条第1項		
法令番号	昭和36年法律第238号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第1項の規定による。 (支給の制限)</p> <p>第9条 手当は、受給資格者（第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の11月から翌年の10月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 10 月 1 日